

部 会 報 告

ISO/TC 127/SC 3/JWG 11 (ISO 12509 土工機械—灯火類 改正)
2019年12月東京国際作業グループ会議報告

ISO/TC 127/SC 3 コミッティマネージャ 西脇徹郎 (標準部会事務局)

国際標準化機構 ISO/TC 127 (土工機械専門委員会) 傘下の国際作業グループ ISO/TC 127/SC 3/JWG 11 (ISO 12509 土工機械—照明, 信号, 車幅などの灯火及び反射器 改正) 会議が2019年12月に機械振興会館の会議室で開催され, SC 3 コミッティマネージャとして出席した事務局より報告する。

1. 開催日: 2019年12月10日(火)~11日(水)

2. 開催地: 機械振興会館内会議室・協会会議室

3. 出席者: 対面会合12名

米国4名(コンビナー含む), 日本8名

他に Web 参加者4名: 米国2名, インド1名, スウェーデン1名

4. 背景: ISO 12509 “土工機械—照明, 信号, 車幅などの灯火及び反射器”は土工機械に装着する灯火類の性能及び取り付け位置等を規定する規格で, 以前から現行2004年版改正を検討してきたが, 前任コンビナーの退任などにより作業が滞っていた。その後, 米国が後任コンビナーを選出して作業再開, 更にテレハンドラーを対象機械に追加し, 日程を見直し検討中。日本としては, 主に国内法規: 道路運送車両の保安基準との齟齬を回避するなど, 日本の意見を反映するよう積極的な参画を図っている。

5. 議事:

(1) 開会:

協会事務局よりロジスティクス(非常時の避難経路, 途中休憩・昼食の時間割など)を説明, コンビナー挨拶の後, 自己紹介による出席者の点呼が行われた。

(2) ISO 行動規範の確認:

コンビナーがISO行動規範を読み上げ, 出席者全員に行動規範の遵守を求めた。<https://www.iso.org/files/live/sites/isoorg/files/store/en/PUB100397.pdf> (JSA: 日本規格協会 ホームページより対訳版入手可能)

(3) 新規の検討案件:

a. 被視認性(Conspicuity): 改正業務の日程を維持するため, 被視認性の追加提案は「将来の追補」として作業班で検討する, と論議された。

事務局付記: 後部反射器以外の再帰反射材などは, 道路運送車両の保安基準では特殊自動車を対象としてお

らず, ISO 12509 に追加された場合, 国内法令との齟齬が生じる懸念がある。

b. 業務日程の12ヶ月延長を求める件: 作業グループとしては, 業務を完了させるための所要期間として現状の36ヶ月から48ヶ月へ1年間延長する必要がある, 日程延長を要望すべきと検討された。

(4) 改正案文 SC 3/JWG 11 Doc N 762-ISO/WD 12509.2 への各専門家意見に対するコンビナー兼プロジェクトリーダー(以下 PL と略す) 所見の検討:

(2019年6月にフランクフルトアムマインで開催の JWG 11 対面会合, 並びに同年9月・10月の JWG 11 ウェブ会合での検討結果を含め) 各国意見対応に対する PL 所見を検討し, その結論を ISO サーバ上の JWG 11 ウェブサイトにアップロードする。

(5) 案文の個別的検討:

次の事項などを個別的に検討した。(他にもあり)

- ・箇条3の名称: 記号の定義を含むため, 名称を「用語・記号及び定義」とすべきと論議された。
- ・用語番号 3.1.5: “overall width” は ISO 6746-1 (=JIS A 8411-1) によって “maximum width” (全幅) とすべきとされ, 出典を ISO 6746-1 と付記すべきと検討とされた。
- ・用語番号 3.1.16: “road” の定義を巡って論議となり, 「単に現場間移動のために道路を横断することは公道走行ではない」との案文の注記に対し, 「公道走行として扱われる場合がある」と反論された。(例: 圃場整備用ブルドーザ) また, 道路補修工事など, 作業自体は公道走行に当たらないとしても「トラック荷台から降りた機械が作業箇所まで走行する僅かな移動も, 公道走行として扱われる」と指摘した。(例: 転圧用ローラ, TC 195 で扱う道路工事機械)
- ・附属書 C (信号灯火): スウェーデンより「UN ECE 協定規則を参照しなければ解釈困難」との指摘があり, 検討することとなった (UN ECE 協定規則は, 道路運送車両の保安基準へ随時反映され, 統合化が進んでいる)。
- ・全般: スウェーデンより機械の全幅から突出する装置について指摘があり, 更に検討とされた。

- ・全般：農業用トラクタ及び機械について要調査とされ、それらの灯火類に関する規格 ISO 16154 について検討要とされた。
- ・附属書 D（各灯火の位置・照射範囲など要求事項を規定）：“carry position”を巡り，“travel”，“transport”，“carry”の差異が論議され，“carry”はホイールローダの積荷走行などを意味する，とされた。
- ・全般：表記を簡便とするため，土工機械及びテレハンドラーをまとめて“machinery 機械”と呼ぶ旨を，適用範囲に記しては，とされた。
- ・図 D.5（方向指示器の図）：図 D.5.1（続き）とあるが，その前が無いので図を追加して抜けを補うべき，とされた。
- ・図全般：各灯火の要求事項を示す図に関して，論議が行われた。
- ・附属書 F（灯火類についての UN ECE 協定規則のリスト）：協定規則参照を巡り，論議された。
- ・附属書 D：灯火類の Category を巡って，論議が行われた。
- ・附属書 D：方向指示器の取付高さについて，機械の種類によっては構造上非現実的であるため緩和が必要，との指摘があった。
（その他の言い回しなど）
- ・運転員は“operator”か“driver”か，との論議があり，自動車であれば“driver”だが，作業機械としては“operator”となる（いずれも和訳は同じ“運転員”）。
- ・すれ違い用前照灯は“dipped beam”か“lower beam”か論議されたが，協定規則の表記による。
- ・用語の定義の出典は，（他に引用されていなければ）引用規格でなく参考文献へ移行すべき。
- ・反射器及び車幅灯の位置は，機械の全幅に関係する。



ISO/TC 127/SC 3/JWG 11 会議風景

- ・ LED 灯火に関しても論議が行われた。
- (6) 実施事項の検討及び業務項目としての次の段階：
- ・ 今回改正業務の目標期日を 36 ヶ月から 48 ヶ月へ延長：幹事国の日本が延長実施済み。
 - ・ 会議報告：米国コンビナーが SC 3/JWG 11 Doc N 788 として発行済み。
 - ・ 最終 WG 案文 (WD)：コンビナー兼 PL が 2020 年 2 月中旬目標に配布。
 - ・ 作業グループ専門家意見聴取：CD 発行に向け，各専門家は上記案文に対する意見を提出する。
 - ・ 各専門家意見への対処：（その後）
 - ・ CD 投票開始：ISO/TC 127/SC 3 において 2020 年 3 月～8 週間の CIB（委員会内投票）に付す。
- (7) 次回会合：
- 2020 年 7 月 7 日～8 日に米国ミネソタ州ミネアポリスで開催，と仮置きされた（その後，ウェブ会合へ変更された）。
- (8) 閉会

以上